

令和3年度やまぐち子ども・子育て応援ファンド (子ども食堂特別枠) 助成事業 募集案内

1 助成対象となる活動・団体

○ 助成の対象となる活動

山口県内で子ども食堂の普及・定着に自主的・主体的に取り組む公益的な活動

○ 助成の対象となる事業

(1) 子ども食堂開設事業

地域のボランティア等が子どもたちに対し、無料又は安価で栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組（子どもに限らず、その他の地域住民を含めて対象とする取組を含む。）である子ども食堂の開設を支援する事業

(2) 子ども食堂スキルアップ事業

子ども食堂の運営の質を向上し、子ども食堂の安定的な運営を支援する事業

(3) 子ども食堂新しい生活様式対応事業

定例的に実施している子ども食堂の開催に代えて、または追加して行う食事の配達、小規模・分散化での子ども食堂の追加開催等、新型コロナウイルス感染症対策として新しい生活様式により実施する子ども食堂の取組を支援する事業

○ 助成の対象となる者

(1) 子ども食堂開設事業

山口県内において、新たに子ども食堂を開始する者で次のいずれにも該当する者とする。

ア やまぐち子育て県民運動子育て応援団(サポート会員※5 ページ参照)に登録していること。

イ 山口県子ども食堂登録制度(※5 ページ参照)に登録していること。

ウ 開設後、概ね3ヵ月を経過していないこと。

(2) 子ども食堂スキルアップ事業

山口県内の子ども食堂に対して、資質の向上を図るための研修を行う者で次のいずれにも該当する者とする。

ア やまぐち子育て県民運動子育て応援団(サポート会員)に登録していること。

- イ 宗教・政治活動を主たる目的としていないこと。
- ウ 営利を目的としていないこと。

(3) 子ども食堂新しい生活様式対応事業

山口県内において、新型コロナウイルス感染症対策として新しい生活様式により子ども食堂を実施する者で次のいずれにも該当する者とする。

- ア やまぐち子育て県民運動子育て応援団(サポート会員)に登録していること。
- イ 山口県子ども食堂登録制度に登録していること。
- ウ 子ども食堂の開催実績を有すること。

※ すでに子ども食堂を開始している者で、その運営費を申請する場合は、これまで同様、県こども政策課で助成している通常枠に申請してください。(県こども政策課 TEL : 083-933-2754)

2 助成事業

(1) 子ども食堂開設事業

- ア 助成対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日
- イ 助成金額：2年総額20万円/カ所
- ウ 助成件数：30カ所程度
- エ 助成率：10/10
- オ 募集期間：令和3年4月1日～令和4年2月28日

(2) 子ども食堂スキルアップ事業

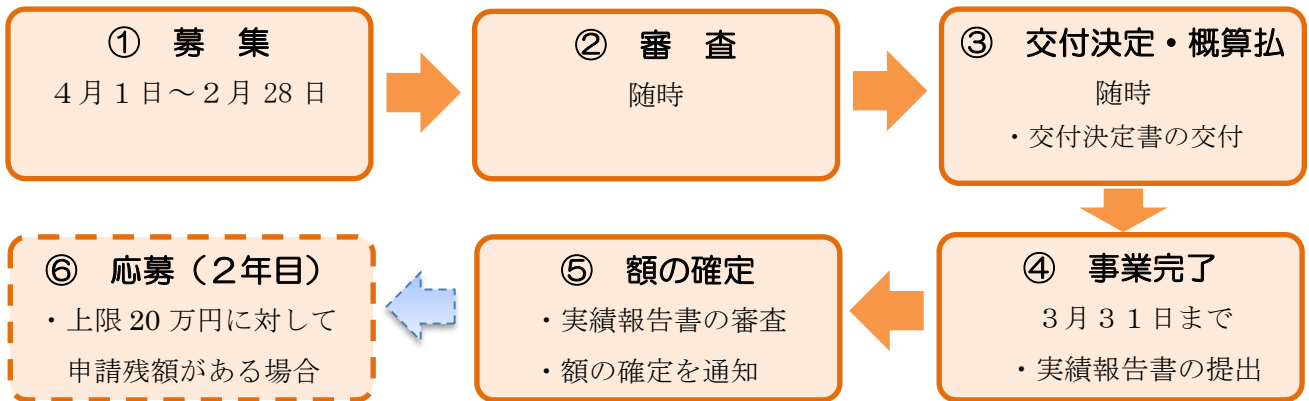
- ア 助成対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日
- イ 助成金額：30万円/団体
- ウ 助成件数：1団体
- エ 助成率：10/10
- オ 募集期間：令和3年4月1日～4月30日

(3) 子ども食堂新しい生活様式対応事業

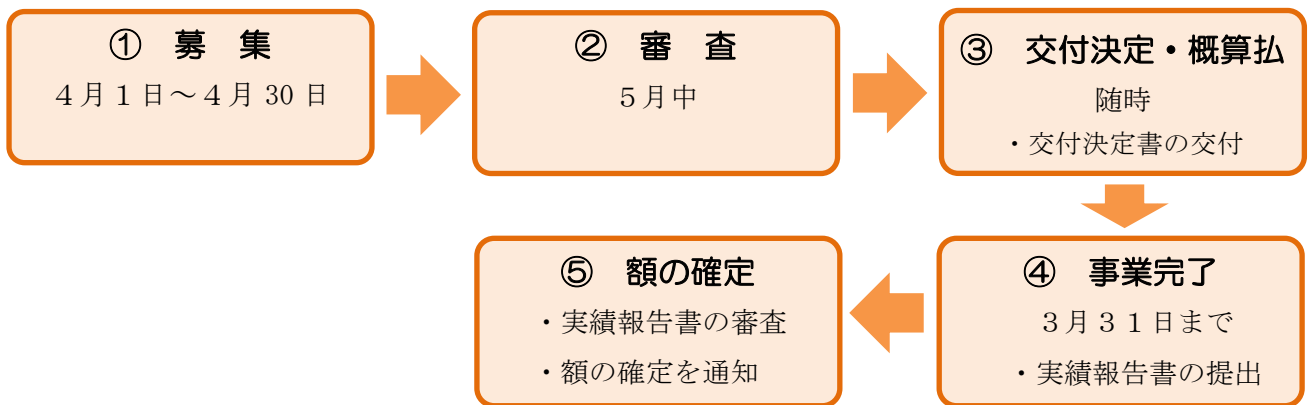
- ア 助成対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日
- イ 助成金額：20万円/カ所
- ウ 助成件数：25カ所程度
- エ 助成率：10/10
- オ 募集期間：令和3年4月1日～令和4年2月28日

3 助成事業のスケジュール

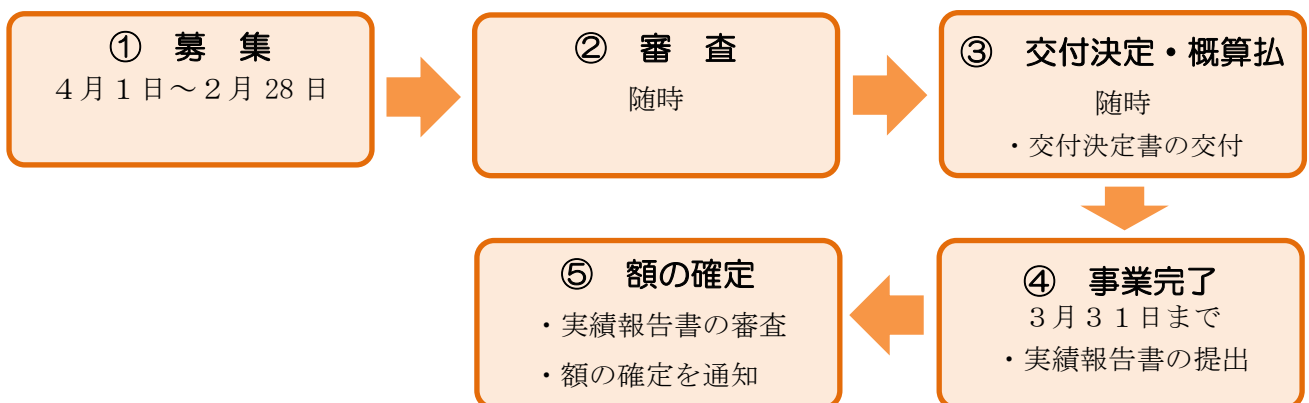
【子ども食堂開設事業】



【子ども食堂スキルアップ事業】



【子ども食堂新しい生活様式対応事業】



4 助成の制限や留意事項

■ 留意事項

- 申請や報告に虚偽があった場合や違反や不適当な執行が認められる場合は、助成金額の確定の有無にかかわらず、助成金の全部又は一部を取り消すことがあります
- 子ども食堂開設事業の2年目の申請上限額は、20万円から1年目の精算額を除いた金額となります。
- 子ども食堂新しい生活様式対応事業は、定例の子ども食堂運営経費は対象となりません。

5 助成対象経費

①謝金	講師料、出演料、演奏料、ボランティア、指導者や通訳者等への謝礼等
②旅費	ボランティア、講師、出演者、指導者、通訳者等への交通実費及び宿泊費等（県規程の範囲内） 自家用車による移動は、1km30円として計算したもの ※公共交通機関による移動の場合は実費／特別料金（グリーン車両乗車等）は対象外 ※宿泊費は11,800円以下（宿泊9,200円、夕食1,700円、朝食900円の範囲内が対象）
③消耗品費	消耗物品の購入費（用紙、文具、封筒等の事務用品、CD、DVD等）、コピー代等
④印刷費・ 広告宣伝費	資料・チラシ・ポスター等の印刷、立看板・横断幕・パネル等制作、広告掲載料等 ※印刷を業者に発注する場合は、印刷費・広告宣伝費に計上 ※印刷を団体内部で行う場合のインクカートリッジ、用紙等の購入費は消耗品費に計上
⑤食糧費・食材費	業務の遂行に必要な食材・食品等（ただし、懇親会等事業に直接関係しない飲食費は除く）
⑥備品費	業務の遂行に必要な家電製品などの購入費 ※事業の執行、経常的な使用に必要であるとキャプテン（知事）が認めた物品で、助成後、同一事業を5年以上行い、当該事業で使用する場合に限る
⑦通信運搬費	切手やはがきの購入、メール便・宅配料等の送料、美術品や楽器・道具の運搬
⑧会議費	外部の講師等の昼食（1,300円以下）・お茶等
⑨使用料・ 賃借料	会場使用料や冷暖房費・マイク等の備品を含む付帯設備使用料 器具、楽器、衣装等の借料（レンタル料）、著作権使用料、作品借上料等
⑩委託費	外部に発注する経費
⑪設営費・舞台費	会場設営・撤去費、照明費、音響費、大道具費、小道具費、衣装費、調律料、舞台監督料、演出料、監修料、脚本料、デザイン料、作曲料、作詞料、楽譜制作料等
⑫その他の経費	保険料等他キャプテン（知事）が特に必要と認める経費
<p>※対象とならない経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員・常勤職員等に係る経費 人件費や謝金（チラシの製作や作詞、作曲、衣装デザインなどの舞台費等、会員の労務や技術に対して支払われるものを含む）、旅費、会議費、飲食費等すべて ・飲食費（懇親会等事業に直接関係しないもの） ・講師等への土産代や花束代 ・団体運営費（家賃、光熱水費、電話料など通常の団体運営経費） ・他団体への助成金、補助金、寄付金、義援金 	

6 申請の方法

- 所定の申請書に必要事項を明記し、添付書類を添えて、メール、FAX、郵送、又は直接お持ちください
- 申請書の様式は、山口県のホームページからダウンロードできます
[<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/all1800/seisyounen/kodomosyokudou/r2bosyu.html>]

やまぐち子ども・子育て応援ファンド（子ども食堂特別枠）

検索

- 申請書は原則として返還しません（申請内容について照会することがありますので、必ず副本を保管しておいてください）
- 「やまぐち子育て県民運動子育て応援団（サポート会員）」、「山口県子ども食堂登録制度」に未登録の団体については、本助成事業の申請に併せて登録いただくことも可能です

やまぐち子育て県民運動子育て応援団（サポート会員）とは？

山口県では、県民総参加による「やまぐち子育て県民運動」を展開していくため、県内の子育てに関わる団体・サークル、事業所などの皆様に、「子育て応援団（サポート会員）」として登録いただき、子育て支援に関する情報提供や交流などを進めています。

登録は、やまぐち子育て県民運動のホームページ「やまぐち子育てゆびとまネット」から申請書をダウンロードの上、郵送、FAX若しくはメールにより御提出ください。

詳しくは

やまぐち子育てゆびとまネット

検索

山口県子ども食堂登録制度とは？

子ども食堂の普及・定着を促進するには、子ども食堂の認知度や社会的信用を高めることが必要なため、福祉目的で実施されることや衛生管理の徹底を要件とする登録制度を開始し、ホームページで取組の周知を行っています。

登録は、県こども家庭課のホームページから申請書をダウンロードの上、郵送により山口県こども食堂支援センターへ御提出ください。

詳しくは

山口県子ども食堂登録制度

検索

※ 申請に係る個人情報、本助成事業の目的以外には利用しません

お問い合わせ先・応募先

〒753-8501 山口市滝町1番1号

山口県 健康福祉部 こども・子育て応援局 こども家庭課

TEL：083-933-2634 FAX：083-933-2799

E-mail：all1800@pref.yamaguchi.lg.jp